

平成26年(ワ)第29256号 損害賠償請求事件

平成27年(ワ)第25495号 損害賠償請求反訴事件

原告(反訴被告) 阿部宣男

被告(反訴原告) 松崎 参

準備書面(19)

2017(平成29)年7月11日

東京地方裁判所民事第37部合議A係 御中

被告(反訴原告)訴訟代理人

弁護士 阿 部 哲



弁護士 湯 山 花 苗



弁護士 平 松 真 二 郎



原告は、準備書面(16)において、乙第22号証の1の小波秀雄京都女子大学教授の意見書に対する反論をしているが、以下述べる通り、原告の主張は小波意見書に対する反論たりえておらず、主張自体失当であるというほかない。

1 原告の主張

原告(反訴被告)は、原告準備書面(16)において「原告として小波意見書を受容するものではないので、……小波意見書を取り上げて反論をする」として、原告らは、間違いや誤差を減らす工夫を凝らしながら、何度も何度も繰り返し実験を行い、その結果を分析している(これまでの放射線測定回数や測定に費やした時間は数限りない)としたうえで、「膨大な手間をかけて研究を行っているのである」として、「現時点では、実験の手法や自一軒のデータの分析についての批判は、それ自体として意味があるものの、『(自分の知っている)科学の常識に反してい

る（合わない）」という批判は意味を持たないと主張し、さらに、「小波氏は、科学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響を及ぼすことはないと主張しているが、これは、一般に、科学の対象があまりに広がる一方、細分化が進み個々の科学研究分野の動向に疎くなりがちで、ある特定の研究分野の最前線に疎くなつた科学者一般の『常識的見方』というに過ぎない」として、「ナノ純銀による放射能放射線低減効果が認められるという原告の主張を、ニセ科学と断じた物理化学を専門とする小波秀雄秀雄京都女子大学教授による意見書（乙第22号証の1）に対する反論としている。

しかしながら、原告らの反論は、以下の通り、いずれもこれまで同様科学的言説を装ったニセ科学の粹を出るものではなく、小波意見書（乙第22号証の1）に対する反論たりえていない。

2 「科学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響を及ぼす」ことはないこと

原告らは「小波氏は、化学的なエネルギーレベルの反応が原子核に影響することではないと主張しているが」と述べ、小波教授があたかも科学研究の動向に疎くなつた専門家の「常識的な見方」と切り捨て、原告ら、自分たちのデータを常温核融合、凝縮系核反応や低エネルギー核反応(LENR)(以下「常温核融合」と総称)を持ち出して科学的根拠があるかのような主張を繰り返している。

日本有数の理論物理学者の一人である田崎晴明学習院大学教授は、「人類の場合、歴史のある段階から火を使いこなして暮らしに役立てるようになった。それ以来、人類は多くの化学反応を『てなづけて』利用してきた。そういう意味で、人類と化学反応の付き合いの歴史はとても長く、人類は化学反応についてはかなりしっかりした常識を持っている。裏返して言えば、ぼくたち人類の物質世界についての常識は、ほとんど化学反応から学んだものなのだ。しかし、このような常識は原子核が変化する現象にはまったく通用しない。化学反応に伴うエネルギーと比べて、原子核の変化に伴うエネルギーが何百万倍、何千万倍と桁違い^{p @ 0 0}に大きいからだ。関与しているエネルギーの大きさは、現象の「生じやすさ」を決めるもっとも大事な鍵になる。化学反応と原子核の変化では、生じ方が根本的に違うというのは、疑う余地のない事実なのだ。」と述べ（乙第43号証添付資料）、化学反応に伴うエネルギーに比べて原子核の変化に伴うエネルギーが桁違

いに大きいことから、化学反応で行われるような触媒や微生物などによる反応を制御が不可能であるとして、そういうことが起きれば、ノーベル賞をはるかに超える科学の革命になるとして、そのありえなさを強調しているところである。

すなわち、「化学エネルギーは原子核反応に影響することはない」という原理は、「特定の研究分野の最前線に疎くなった科学者一般の『常識的見方』」などとして切り捨てられるものではなく、現代の物理、化学の世界で広く共有されている原理であり、これと異なる仮説は実証されておらず、原告らによる「科学的なエネルギーレベルの操作が元素返還を引き起こす」(準備書面(16)3 頁), 「放射線各種の壊変率(崩壊定数、あるいは半減期を人工的に変える)」ことが可能であるとの主張自体(同 4 頁), 科学的根拠を持ち得ていないのである。原告らの主張は「現代の物理、化学の世界で広く共有されている原理」を否定しながら、その科学的裏付けを欠くものであるというほかない。

すなわち、原告らは今日の科学の到達点からするとありえない「仮説」をあたかも科学的裏付けがあるかのように主張していること自体「二セ科学」との批判を免れるものではないのである。

3 低エネルギー核反応は科学的裏付けとなりえないこと

原告らは、自らの実証実験におけるデータについて、常温核融合、凝縮系核反応や低エネルギー核反応(LENR)(以下「常温核融合」と総称)を持ち出して、「ナノ銀の放射線低減効果」と結びつけようとしている。

しかしながら、化学反応レベルの低エネルギーで核反応が引き起こされるという主張は、再三にわたって登場しているものの現時点で実証されていない仮説にすぎず、将来において実証される可能性も否定的に見られている。

常温での核融合による余剰熱(投入した分を上回る熱)の発生が起きたというニュースは、1898 年にフライシュマンとポンズの二人の教授によってマスコミに伝えられ、世界的な大ニュースとなった。ただちに多数の追試が試みられたが現象は再現できず、最初の発表についても査読論文が出されないままになって、彼らへの評価は失墜し、科学史に残るスキャンダルとなったのである。それ以降、常温核融合は世界のエネルギー開発・研究の表舞台からは退いた形になっているところである。

国内でも、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下 NEDO)のプロジェクト「新水素エネルギー実証技術開発」として 1992 年から 1995 年にわたって実証のための研究が行われた。その結果、有意な過剰熱や放射線の発生は検出できなかつたことが報告されている。

さらに、原告が言及する岩村康弘東北大学特任教授の研究においても、NEDO のプロジェクト「金属水素間新規熱反応の現象解析と制御技術」の元に研究を行っている。2016 年の中間報告にある要約(英文)では、余剰熱の測定評価に対する言及はあるものの、その発生が確認されたとはされていない(乙第 43 号証)。

岩村らの研究結果として、余剰熱の発生について言及されているものがあるが、その根拠は理論面でも実験においても示されておらず、核反応が生じた際に当然観察されるべき放射線の発生についてはまったく述べられておらず、検証に失敗している実験であって、現在まで実証された理論にはなりえていない。

なお、原告らが言及するとおり「米で特許 再現成功で「常温核融合」、再評価が加速」との報道がなされているとしても、この見出しと記事が物語るのは、岩村氏ら研究は、研究論文として査読を経て論文誌に公刊されたものではなく、これらの新聞記事や記事に記載されている「特許」を取得したことによって、常温核融合等の低エネルギー核反応の存在が科学的な裏付けを持つことにはなりえない。

この点でも、原告は現在科学的に実証された理論に基づくことなく「ナノ銀の放射線低減効果」を主張しているが、これは科学的な裏付けを欠く言説であって「ニセ科学」との批判を免れるものではないのである。

4 乙第 22 号証の 1 の信頼性は揺るがないこと

以上述べた通り、原告らによる乙第 22 号証の 1 の小波意見書に対する反論は、反論たりえておらず、主張自体失当であるというほかない。

また、原告は、準備書面(16)においては小波教授が「ニセ科学フォーラム実行委員」であって、ナノ銀による効果に対してニセ科学と結論ありきの立場で発言していることを理由に「小波意見書については、その内容に問題があるだけでなく、小波秀雄氏自身にナノ銀に対する余談や偏見があることが明らかであって、その偏見に基づいて原告らの研究を『ニセ科学』と決めつけており、同氏による

検討が中立公平な立場で真摯に科学的になされたものと評価することはできない」と主張するが、乙第 22 号証の 1 は、物理化学の専門家の立場において、ナノ銀による放射線低減効果が認められるとする原告の主張に科学的裏付けがないことを明らかにしたものであって、ナノ銀による放射線低減効果なるものについて「ニセ科学」と評価することは予断や偏見に基づくものではなく、このような主張自体失当であるというほかない。

以上